

# 三鷹消防署における住宅用火災警報器 設置促進方策について

東京消防庁三鷹消防署  
警防課生活安全担当

## 1. はじめに

平成 18 年 6 月の消防法の改正により一般住宅等に対して住宅用火災警報器(以下「住警器」という)の設置が義務となり、東京都では既存住宅に対する設置義務となる期限を平成 22 年 4 月 1 日と定め、東京消防庁では設置に向けて様々な活動を実施しているところである。

設置期限まで約 1 年となり、東京消防庁では平成 21 年 1 月 15 日に「住宅用火災警報器設置推進本部」を設置し、挙庁体制での設置促進を図ることを受け、三鷹消防署でも「三鷹消防署住宅用火災警報器設置推進本部」を平成 21 年 2 月 1 日に設置した。

設置推進本部設置後、三鷹消防署では様々な設置推進活動を実施したことから、その概要及び結果について紹介する。

## 2 設置推進本部設置前の推進状況

主な活動として、広報は各種イベントでのブース設置を中心とした一般市民向けの広報活動を行っているのみで、その他、媒体を活用した広報はあまり実施していなかった。住民に対する設置指導についても、火災予防運動期間中に特定の地域のみでの設置指導をするだけで、設置に向けた活発な活動を実施していなかった。

そのためもあってか、設置推進本部発足直前の三鷹市における住警器設置率は、東京都の全体平均 34%と比較し、24%(全部設置)と低い設置率であった。

一方、平成 20 年中の火災による焼損床面積は昭和 42 年に三鷹消防署が開署してから、最少の 111 ㎡を記録したことから、この安全安心を確実なものとするため、設置率を向上させ、安全で住みやすい三鷹市を作るための活動をしていく必要があった。

### 3 設置推進本部発足後の活動

#### (1)体制の強化

住警器設置促進に係る人員を増員し、警防課防災係の職員全員を住警器設置促進の担当とするように分掌事務を改めた。

これにより、町に出て積極的な設置促進を実施する体制となり、防火診断及び聞き取り件数が大幅に向上した。

#### (2)地域に根ざした設置促進の実施

三鷹市は 23 区内と比較して農家が多く、消防団関係者には共同住宅の所有者が多くいることから、これらの管内特性を踏まえた聞き取り調査等を実施した。

このことにより、所有する共同住宅の情報を入手することにより、効率的に共同住宅における設置状況把握及び設置指導を実施することができた。

また、2 月、3 月は町会・自治会の次年度に向けた会合が多く開催されることから、町会の会合実施予定の確認を行い、積極的に消防職員が会合に出席し、住警器の設置の必要性、効果及び共同購入について説明した。これにより、町会での共同購入に向けた動きが活発となってきた。

#### (3)町に出る消防の実践

これまでは火災予防運動時に実施する 1 回の防火診断で 2,000 件程度しか聞き取り調査ができていなかったが、毎日勤務職員をはじめ、交替制の職員も町に出て設置指導及び聞き取り調査を実施することにより大幅な稼働力の向上が図れ、2 月 1 日から 1 ヶ月半で約 16,000 世帯の聞き取り調査を実施することができた。

夜間は、ポンプ車による巡回広報を実施し、住警器の設置を求める広報活動を積極的に実施した。

聞き取り調査実施の際に、住警器を購入しても取り付けが自分では困難である高齢者に対して、希望者には職員が住警器を取り付けることも実施した。

#### (4)タイムリーな対応

2 月に入り、大規模な住宅火災が 2 件発生し、3 月には同日に 2 件の火災により 2 名の尊い命が火災により奪われてしまった。これを受け、それぞれ火災が発生した町会を中心とした個別防火診断及び個別設置指導を集中的に実施し、身近に発生した火災の危険性を直接伝えることにより、早期設置の必要性を理解して頂くことができた。

特に、新聞販売店での折り込みチラシを 25,000 部、小中学校の生徒を通じた家庭へのチラシ 11,000 部を短時間で広範囲に集中して配布したことにより、火災の危険 1 生と住警器の必要性、これまでの活動が相乗的になり市民の関心をより高めることができた。

#### (5)様々な媒体を活用した広報の実施

市役所での消防相談コーナーの設置、スーパー、ホームセンターでの設置促進広報を実施

し、多くの市民の方々に住警器に直接触れていただき、設置が安易であることなどを説明した。この活動により、これまで疑問を持っていてもなかなか聞くことができなかったが、住警器のことが理解できて良かったと言う声を多く頂いた。

三鷹市内を走る路線バス 120 台に設置促進の広告の掲載、地元ケーブルテレビ局や FM 局でのテロップ、さらにスポット広報を実施するなど、これまでに三鷹消防署では実施していなかった広報を実施し、多くの市民が目や耳にする広報を集中的に実施した。

駅前でのチラシ配布による広報は、午前中に実施していたが今回は、目線を変え夕方帰宅時間を狙った広報を実施した。

#### (6) 推進状況の管理

その日実施した全体の推進状況を係で把握し、確認するとともに毎週金曜日に一週間の推進結果と翌週の推進予定内容について確認を行っている。

これにより、推進の方向性を常に検証し、効果的な設置促進方策を打ち出すことによる設置促進を署が一丸となって実施している。

## 4 これまでの設置促進に係る考察

人員を増やし、分掌事務を改めたことは稼働力を大幅に向上させる上で最も効果があった。また、稼働率を向上させた上で、ターゲットを農家、消防団関係等に絞るなど明確にしたことにより、1 件の訪問で、関係者が所有する共同住宅の情報を数多く情報収集でき、効率的な設置指導をすることができた。

火災による死者が発生した際に、迅速かつ市内全域での集中したチラシ配布を実施したことは、市民の関心を大きく引き寄せることができ、住警器設置の機運を高めることができた。

広報活動については、市役所等公共機関で行った場合の方が、設置に対して前向きな方が多かった。また、スーパー、ホームセンターでの広報活動では、対象者が時間的に余裕のある方が多く、様々な問い合わせに対応することができ、効果的であった。

しかし、駅前でのチラシ配りについては、火災予防運動時にはポケットティッシュを付けて配布しているが、予防運動時期以外はチラシのみでの配布となるので、なかなかチラシを受け取ってもらえず、さらに、帰宅時間帯は、チラシを自宅に持ち帰って見てもらうことを狙って実施したが、帰宅を急ぐため更にチラシを受け取る人が少なかった。

## 5 最後に

以上のように様々な取り組みを実施してみたが、効果のあるもの、効果が低いものが明らかに

なった。市民の理解を得ることが設置促進において最も重要であることから、職員が市民に直接話をしていくことが重要である。今後、残り全ての世帯を訪問するべく引き続き戸別訪問による設置促進を実施していく。

東京消防庁では、全ての住宅に住警器が設置されることを目標に様々な施策を展開している。三鷹消防署においても庁が掲げる目標に向けて住宅防火等推進協議会を活用するなど地元と一帯となった設置促進を図り、三鷹市の安全・安心のため、今後とも努力をしていく所存である。